

議案第 5 号

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

橋本市後期高齢者医療に関する条例(平成20年橋本市条例第11号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(橋本市において行う事務) 第2条 橋本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9) 略</u></p>	<p>(橋本市において行う事務) 第2条 橋本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。